

## ○浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成19年3月23日

条例第8号

だれもが安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いです。

浜田市は、青い海と緑の大地に恵まれ、その豊かな自然の恩恵の中で歴史を重ね、文化を育んできました。そこに暮らす私たちは、この恵まれた環境の中で地域社会を形成し、お互いを尊重し、支え合う心を大切にしてきました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式は多様化し、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になってきています。こうした中、犯罪の質や形態も変化してきていることから、これからの私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっています。

すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を築くためには、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「自らの安全は自ら、地域の安全は地域で守る」という認識の下、行動していくことが重要です。

ここに、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意し、市、市民、地域活動団体、事業者等地域社会の担い手がそれぞれの役割を果たし、相互に協力してその取組を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市民等の防犯意識の高揚を図るとともに、市と市民等とが協働して総合的に施策を推進することにより、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 地域活動団体 自治会その他の自主的な活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(4) 土地建物所有者等 市内に存する土地、建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいう。

(5) 市民等 市民、地域活動団体、事業者及び土地建物所有者等をいう。

(基本的人権への配慮)

第3条 安全で安心なまちづくりは、基本的人権に配慮して行わなければならない。

(基本理念)

第4条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本とし、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、協働して推進しなければならない。

(1) 市民一人一人の自主防犯意識の高揚

(2) 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成

(3) 犯罪を起こさせにくい環境の整備

(市の責務)

第5条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりのための総合的な施策を推進しなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに必要な知識等の習得に心掛け、自らの安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、地域における安全で安心なまちづくりのための取組に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な犯罪防止のための活動を推進するとともに、地域活動団体間の連携を強化するよう努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し犯罪を起こさせにくい環境の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その所在する地域の一員として、当該地域における安全で安心なまちづくりのための取組に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の役割)

第9条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、その土地、建物その他工作物に係る安全な環境の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等との連携)

第10条 市長は、安全で安心なまちづくりに係る施策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係団体との連携を図るものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、市民等と一体となって安全で安心なまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり推進計画)

第12条 市長は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画の内容は、子ども、高齢者等の安全に特に配慮したものとする。

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。